

子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給するものです。（全国一律の支援策）

●支給額：対象児童1人当たり一律5万円

●申請期限：令和5年2月28日(火)

		支給対象者	申請方法
ひとり親世帯 非課税などの方 住民税が	①	令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当が支給されている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方	申請は不要です (対象者には8月中旬に支給予定)
	②	①以外の対象児童（18歳年度末までの子（障がいのある児童については20歳未満））の養育者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方	申請が必要です 該当する方は、申請書を町HPからダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送または問合せ先まで提出ください。書類審査後、該当の方には3週間程度で支給となります。
	③	①以外の対象児童（18歳年度末までの子（障がいのある児童については20歳未満））の養育者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の水準にある方	
ひとり親世帯	④	令和4年4月分の児童扶養手当が支給されている方	申請は不要です (対象者には6月30日に支給済)
	⑤	公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 （「公的年金」とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金など）	申請が必要です 該当する方は、申請書を町HPからダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送または問合せ先まで提出ください。
	⑥	令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方	

※①～⑥のいずれかの受給しかできません。

■問合せ：子育て応援課子育て支援係 ☎0234-42-0171、0234-42-0195

立川小金管バンドが再開しました



6月21日(火)、立川小金管バンドが活動を再開しました。

立川小金管バンドは、立川小学校の4年生から6年生で構成されるブラスバンド部で、現在26人が活動しています。

当部は4月～5月に指導者不在のため活動を停止していましたが、地域の方々や立川小学校のご協力により、活動を再開することができました。

毎週火曜日と木曜日の15時30分から17時に、立川小学校で協力しながら練習しています。また、令和5年度にオープンする新たな立川総合支所での練習、発表会も行う予定です。

【新たな指導者の方々】

石川洋一さん（千本杉）

岩浪勝雄さん（団町）

影山久さん（東興野）

志田久美子さん（今岡）

※他にも5人の方が地域指導者支援員として活動します。